

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画および事業継続計画

新型インフルエンザ対策行動計画(平成20年8月作成)を事業継続計画も含めて改定

平成27年7月31日改定
釧路ガス株式会社

第1章 総 則

1-1 目 的

- (1) この業務計画は、新型インフルエンザ等が日本国内において大発生した場合において、人命最優先の原則から感染拡大防止等を前提に、あらかじめ必要な対策や措置を定めることにより、都市ガスの供給を可能な限り維持し、公益事業者としての社会的使命(責務)を果たすことを目的とする。

1-2 業務計画の運用

- (1) この業務計画の対象となる「新型インフルエンザ等」は、以下のとおりとする。
 - 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下感染症法という)第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
 - 感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の被害は、都市ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。また、他の社会機能維持者は最低限の稼働(機能)がなされていると想定する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等の発生段階は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月)」に定めるとおりとする。

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ● 地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域未発生期(国内発生早期の記述と同じ状態) ● 地域発生早期(国内発生早期の記述と同じ状態) ● 地域感染期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態) ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

新型インフルエンザ等の発生状況	体制の区分
未発生期・海外発生期	平常時の体制
国内発生早期	第一次非常体制
国内感染期	第二次非常体制

(3) 平常時より、新型インフルエンザ等大流行に備えて、従業員の安全確保を行いつつガスの安定供給を行うために必要な業務について、予め課題を抽出・検討し、実施(非常時)体制等の条件を整備する。また、ガス事業継続のために必要な交替・補助員確保のための課題を抽出し、対応策についても検討する。

- (4) 非常時体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な組織および分担体制[別表 第1-1、別表 第1-2]を整備する。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を必要に応じ実施する。
- (5) 非常時体制への移行は、非常体制を維持運営管理する事務局(以下「事務局」という)の具申に基づいて社長(本部長)が決定(発令)する。ただし、社長が不在の場合には、規定の代行順位[別表第2]に基づき決定(発令)する。
- (6) 総務部長(事務局長)は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他非常体制を継続する必要がなくなった場合には、非常体制を変更または解除する。

2-2 情報収集および共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より事務局等は、[別表 第3]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。【非常体制時にも同様とする】
- (2) 事務局(各班)は得られた情報を必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法

3-1-1 第一次非常体制における対応

- (1) 広報総務班、厚生班、お客さま対応班、大口顧客班、導管班、生産班、システム班は、新型インフルエンザ等の感染状況に応じて 2-1に定める事業運営体制へ移行する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、前述の事業運営体制に協力する。

3-1-2 第二次非常体制における対応

- (1) 非常体制における各班は、新型インフルエンザ等の感染状況(感染拡大やまん延)に応じて 2-1に定める事業運営体制を維持・強化するとともに、事業運営体制へ協力する。

3-2 感染対策の検討・実施

3-2-1 平常時における対応

- (1) 従業員への感染防止の観点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の事故把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発を行う。

3-2-2 第一次非常体制における対応

- (1) 厚生班は、第一次非常対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。
 - ① 新型インフルエンザ等の基礎知識とマスクの着用、手洗い・うがいの励行等感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
 - ② 厚生班に設置する健康相談窓口とその活用方法
 - ③ 発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと
 - ④ 従業員等およびその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等がとるべき措置に関すること
 - ⑤ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
 - ⑥ 新型インフルエンザ等の発生国(地域)への滞在、出張、旅行等に関する取り扱い

3-2-3 第二次非常体制における対応

- (1) 厚生班は、第二次非常対策本部設置後 3-2-2に定める周知内容を再周知することに加えて、以下の項目等に取り組む。
 - ① 国内外の新型インフルエンザ等感染状況などに加えて、全社(関連含め)の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、周知する。
 - ② 従業員等および、その家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
 - ③ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各班に指示する。
 - ④ 第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。
 - ⑤ 第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。
 - ⑥ 国および地方公共団体の指示に基づくワクチン接種等の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。
 - ⑦ 国等の指示に基づき、患者発生国(地域)に駐在する社員等および、その家族、または、患者発生国(地域)から帰国した社員等および、その家族に対し必要な措置

を講ずるとともに、以降の患者発生国(地域)に対する海外渡航の中止等の勧告を行う。(国内出張についても検討する)

第4章 事業継続計画

4-1 基本方針

(1) 最優先する事項

お客さま、都市ガス事業者の従業員とその家族、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続のために優先する。

(2) 事業継続計画の基本的な考え方

都市ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。特にお客さまと面对する業務は最小限にとどめる。

(3) 事業継続計画の発動

原則として国内発生早期の状況になった時点で、社長(本部長)が事業継続計画を発動する。

4-2 継続業務の特定と継続方法

(1) 重要業務 縮小業務 休止業務の分類および継続方法

平常時の業務を 表 4-1のとおり分類し、原則「A:重要業務」を継続とし、「B:縮小業務」を縮小することとし、事業継続計画を発動した際に速やかに対策本部長が具体的な決定を行い移行する。

表 4-1 業務の分類

区分	名称	業務内容
A	重要業務	都市ガスの供給維持に必須な業務および、その支援業務 (支援業務=システム、広報、電話受付、勤務管理等)
B	縮小業務	都市ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

(2) 具体的な業務の区分

表 4-2のとおり業務を区分する。

「A:重要業務」の具体的な実施方法の詳細は、別に定める「重要業務の継続実施要領」による。

表 4-2 業務の区分

部 門	業 務	区分	備 考
原料・製造	原料(LNG、LPG)の受入に関する業務	A	ローリー受入も含む
	都市ガスの製造業務	A	熱調、付臭や、ホルダー維持管理
	製造関連施設の維持管理および、原料調達業務	A	サテライトおよび、関連設備の保守点検、巡回、応急手当
供給	供給管理、圧力管理業務	A	中長期的な供給計画は除く
	主要導管の維持管理業務	A	供給所(製造)、ガバナ維持管理
	主要導管以外の維持管理業務	B	法定漏えい調査含む
	ガス導管工事(設計・施工・監督業務)	B	新設含む。ただし、緊急性があるものはAとする。
緊急保安	ガス漏れ、供給支障対応業務	A	(※1)
システム管理	顧客管理(CIS)ほか、製造・供給に必須なシステムの保守業務	A	マッピング関係業務も含む。
総務・経理 (広報・人事など)	感染予防・拡大防止に関する業務	A	
	対策本部支援業務	A	要員数の把握や、食事や宿泊 経済産業局・JGA(部会)対応など
	労務管理業務	A	
	経理処理業務	A	ただし、必要最低限
	広報業務	A	一部の業務を停止する広報および、伴う報道機関への対応
	上記以外の福利厚生、中長期要員計画	B	
お客さま関連業務	定期保安巡回業務	B	法定周知・調査含む
	開閉栓業務	B	新設開栓含む(※2)
	検針業務	B	(供給約款)感染症の流行等記述
	面對しての料金收受業務	B	銀行振込み等(面對以外)は継続
	電話対応(受付)業務	A	
	内管工事(見積り・設計業務)	B	新設含む。ただし、緊急性があるものはAとする。
	ガス機器販売、修理業務	B	(※2)
	新規営業業務	B	
資材	供給継続に必要な資材調達業務	A	貯品材料以外に必要な修繕材料など発注
	上記以外の資材業務	B	

(※1)

お客さまとの面对業務は極力抑制(制限)する。との考えより、緊急保安業務のうち、下記業務については、原則として面对を行わない。ただし(※2)の考え方を優先したなかでの対応とする。

- マイコンメーターの復帰 電話にて説明復帰操作を依頼。供給支障・ガス漏れなど異常がない限り原則出動しない。
- 灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓(または、立上り)まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓(立上り)にて閉栓し、ガス使用ができないことを周知する。(原則、灯内内管の修理は行わない)
- 機器修理 当該機器の使用を中止していただく。(暖房機器については代替機器貸出対応なども検討する)

(※2)

お客さまが社会機能維持者(救急指定病院等、社会的 중요施設)である場合は、個別(案件ごと)に判断し対応する。

(3) 業務継続における人員計画(40%欠勤、8週間を想定する)

部課および、関連会社名	部長以下要員数(H27年6月)			区分A業務の要員数(交替含む)	
	社員、契約社員	委託・パート(宿直専門、パンチャー、厨房員含む)	小計	60%	
製造課	9	3	12	7	別表 第1-2 非常体制の分担業務を基に人員を配置となるが、各部署連係し対応を図る。
供給課・工事課	17	2	19	11	
総務課・経理課(資材)	13	8	21	12	
営業課・設備技術課	30	1	31	18	
釧路ガスサービス営業	8	0	8	4	
料金課	11	47	58	6	
釧路ガスサービス(株)収納	7	(収納電話対応2名)	7	4	
釧路ガスサービス(株)修理	12	0	12	7	主に緊急保安業務や大口のお客さま対応などが想定される。
道東配管(株)・伊藤工業(株)	51	0	51	30	
北海設備工業(株)	13	0	13	7	
合計	171	61	232	106	

上記算出へ社長、常務の役員3名を加算する。

料金課検針員 47名は請負であり、業務区分Bとなることから60%の分母としない。(対象外)

(4) その他(特定接種について)

特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」または「国民生活および国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働省の登録を受けている者のうち、これらの業務に従事する者(都市ガスを供給継続に資する関連事業者を含む)となる。

特定接種の対象者を選定し、ワクチンについては、副作用の恐れがあること、効果が未確定であるため接種後にも感染防止策を講じなければならないことなどについて説明し同意を得ておく。

その他、国からの「特定接種に関する実施要領」に基づき、接種場所等の必要な事項について検討(確認)すること。

第5章 その他

5-1 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

感染予防に関し、全従業員に対し教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置等の適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。

(3) 供給継続に係わる訓練

優先業務Aの指定を受け、かつ通常業務以外を担当予定の従事者に対し、優先業務が円滑に実施できるよう訓練を行う。

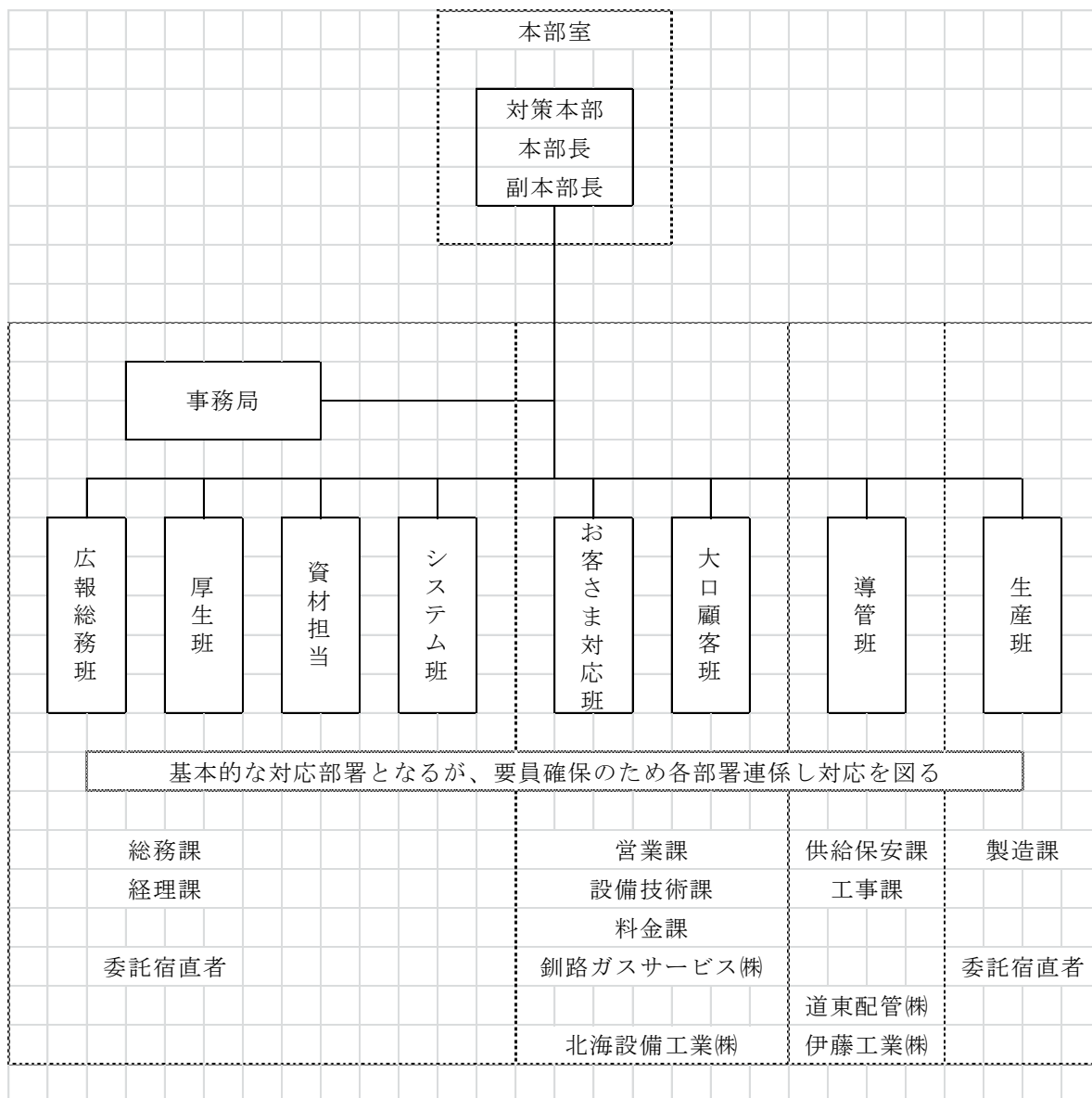
(4) 全体訓練

全体訓練とし、対策本部の設置(初動)から優先業務Aの遂行へ至る一連の流れ(指揮・命令および実際の作業想定まで)を関係者で確認する訓練も計画・実施する。

5-2 計画の見直し

- (1) 新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態もさまざまであると想定されることから、今後も情勢変化などを踏まえて、この業務計画は随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

<非常体制の組織図>



非常体制の分担業務

統括班	部署名	主な役割業務
本部長	社長	対策本部業務の推進・統括
副本部長	常務	対策本部長の補佐(および不在時には本部長の代行)
本部室	常務、各班長	対策本部内実施策の検討・実施
広報総務班	総務課	外部広報対応、役所対応、警備に関する事項
厚生班	総務課・経理課	社員などの勤務状況・安否確認、感染の予防・拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底（関連会社社員や家族も含め）
お客さま対応班	営業課・料金課	一般のお客さま対応、受付対応
大口顧客班	設備技術課	大口のお客さま対応
導管班	供給保安課・工事課	供給状況の確認と維持管理および、導管事故処理計画の検討や、実施体制の確立
生産(製造)班	製造課	原料の受入および、生産(製造)計画の見直し検討・実施
システム班	経理課	社内システム維持管理に関する事項

体制発令の代行順位

代行順位	代行者	役職
第1位	長島 保典	常務取締役
第2位	梁瀬 尚貴	常務取締役
第3位	阿部 孝之	取締役経理部長
第4位	戸村 孝一	取締役営業部長
第5位	野口 一朗	取締役総務部長

防災関係機関との情報連絡経路

